

ご存知ですか？ 国民年金保険料の免除制度



●問い合わせ先 国保年金課 (☎ 82-1178)

生活が苦しいなどの理由から国民年金保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除となる**保険料免除制度**があります。また、20代の人のみ申請できる**若年者納付猶予制度**や、学生を対象にした**学生納付特例制度**もあります。ただし、毎年度申請が必要です。

なお、承認については、申請する本人、その配偶者および世帯主の前年の所得での審査があります。20代の人については、世帯主である親の所得は判定基準に含めません。親の所得が多くても、本人の所得が低ければ申請をすることで保険料の納付猶予を受けることができます。詳しくは、お問い合わせください。

◇申請に必要なもの

- 年金手帳，印判
- 学生の場合は，学生証または在学証明書
 - 失業が理由で申請する場合は，雇用保険受給者証または雇用保険被保険者離職票

◇申請先

国保年金課，総合事務所市民窓口課，南支所，埴生支所，公園通出張所



免除等を受けた場合，未納の場合を比較すると…

	保険料免除制度	若年者納付猶予制度	学生納付特例制度	未納にすると…
判定基準は？	本人・配偶者・世帯主の前年の所得	本人・配偶者の前年の所得	本人の前年の所得	
年金を受け取るための資格期間には？	資格期間に入ります			資格期間に入りません
受け取る年金額は？	反映されます(※)	反映されません		反映されません
保険料はいつまで納められるの？	免除等を受けた保険料は10年前の分までさかのぼって納めることができます			納期限から2年以内であれば納めることができます
障害・遺族基礎年金の取扱いは？	納付したのと同様に扱われます			受給権を失う場合があります

※反映率は受けた免除の種類（全額・4分の3・半額・4分の1）に応じて変わります。